

ひがしおおさかの環境

(令和6年度の年次報告)



東大阪市

令和8年2月

【目次】

第1章 総論	1
第1節 東大阪市の概況	1
第2節 環境行政の概要	3
第3節 東大阪市第3次環境基本計画の概要	5
第2章 東大阪市第3次環境基本計画の進捗状況	11
環境目標1 地球にやさしい低炭素なまち	11
環境目標2 環境負荷が少ない持続可能なまち	20
環境目標3 健康で安心して暮らせるまち	27
環境目標4 身近な自然をまもり活かすまち	35
環境目標5 快適に過ごせる魅力のあるまち	38
目指す環境像実現のための仕組みづくり	45

「ひがしおおさかの環境」について

「ひがしおおさかの環境」は東大阪市環境基本条例第23条の規定に基づき、毎年の本市の環境の状況、並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況について取りまとめた年次報告書です。

本市の環境の保全及び創造に関しては、2021（令和3）年3月に策定しました「東大阪市第3次環境基本計画」に基づいて、総合的かつ計画的に推進していることから、本報告書は、「東大阪市第3次環境基本計画」の年次報告も兼ねています。

第1章 総論

第1節 東大阪市の概況

1 地理的条件

(1) 位置・面積

本市は淀川と大和川にはさまれた大阪府の中央部の東側に位置し、西は大阪市、南は八尾市、北は大東市と接し、東は生駒山地で奈良県と境を接しています。

本市の面積は61.78km² (6,178ha)で、そのうち4,981haが市街化区域(※)となっています。

(※)市街化区域とは、既に市街地を形成している区域と10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことです。



本市の位置

(2) 地形・水系

本市の東部に南北に生駒山地がつらなり、小扇状地があり、西方は平野が広がっています。生駒山頂は海拔642m、平野部は標高5~6m前後となっています。

平地には、恩智川が生駒の山麓に沿って谷川の水を集めながら北上し、第二寝屋川と長瀬川が西部の市街地のなかを南から北西へ流れています。また、寝屋川が北部をかすめて西へ流れています。

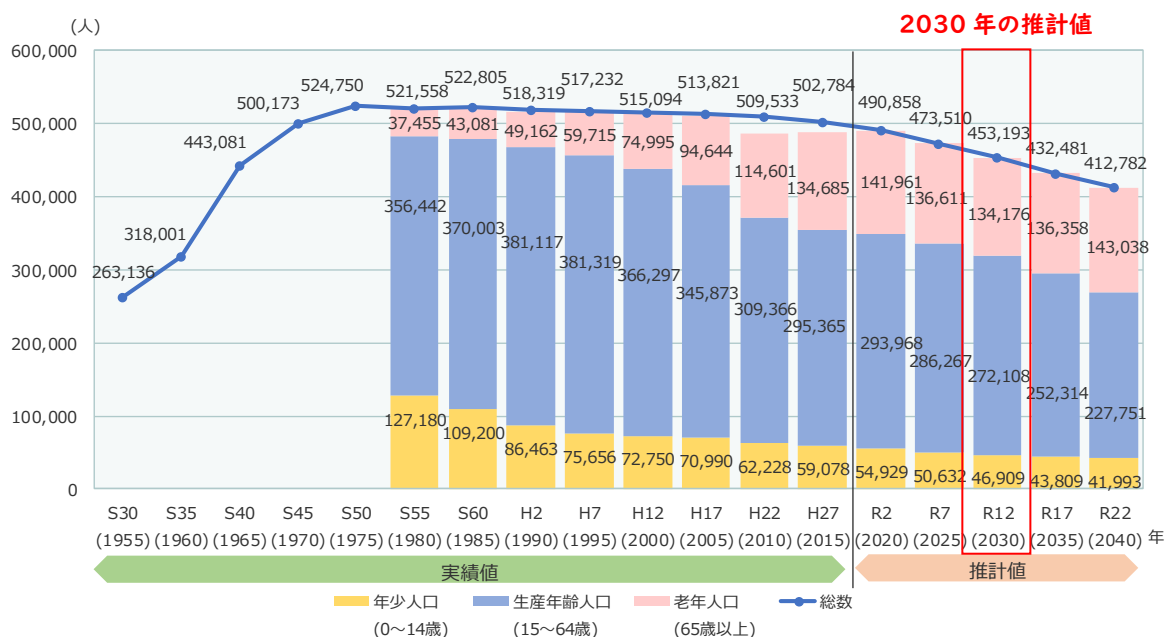
(3) 交通

東西方向を中心に鉄道が発達し、鉄道は6路線、駅は23か所に26駅があります。2033(令和15)年度には大阪モノレールが門真市駅から近鉄奈良線と交差する(仮称)瓜生堂駅まで南伸予定となっており、南北方向の移動についても、さらに利便性が高まっています。

2 本市の人口

本市の人口は、477,481人（令和7年3月末時点）であり、今後本格的な人口減少、高齢化の時代を迎えることが見込まれています。

本市の人口は1975（昭和50）年をピークに停滞し、1990（平成2）年から減少しはじめており、今後も減少傾向が続くと予測されています。2030（令和12）年には本市の人口は約45万3千人と推計されていますが、若者・子育て世代の定住促進等の人口減少対策を推進することで、約48万人の人口を目指します。



人口推移

※1955（昭和30）年～2015（平成27）年の総数は年齢不詳を含む

出典：東大阪市第3次総合計画より

第2節 環境行政の概要

1 環境部機構

環境部では、環境保全及び廃棄物に関することを所掌事務としており、以下10所属で構成されています。また、外部関係団体として、本市と大東市の共同でごみ処理の事務を行う東大阪都市清掃施設組合があります。

環境企画課	循環社会推進課	環境事業課	
東部環境事業所	中部環境事業所	西部環境事業所	北部環境事業所
美化推進課	公害対策課	産業廃棄物対策課	

(令和7年3月末現在)

2 東大阪市環境基本条例(平成13年3月31日制定、同年4月1日施行)

東大阪市環境基本条例(以下「環境基本条例」という。)は、本市に集うすべての人々の協働のもとに、豊かな環境を創造するとともに、それを将来の世代に引き継いでいくために制定されたものです。環境基本条例では、4つの基本理念を定め、その基本理念の実現に向けて、5つの基本方針を定めています。

基本理念	基本方針
豊かな環境の確保と将来世代への継承	市民の健康の保護及び生活環境の保全
人と自然が共生する都市の実現	快適な都市環境の創造
環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の構築	人と自然が共生できる豊かな環境の確保
地球環境保全	環境への負荷の少ない循環型社会の構築
	地球環境保全に資する社会の創造

3 環境部で所管する審議会等

(1) 東大阪市環境審議会(平成13年8月設置)

環境基本法第44条及び環境基本条例第25条の規定に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するための市長の諮問機関です。

学識経験者、公共的団体、市民等19名の委員で構成されています(令和7年3月末現在)。

(2) 東大阪地球温暖化対策地域協議会(平成14年11月設置)

地球温暖化対策の推進に関する法律第40条第1項の規定に基づき、日常生活における温室効果ガスの排出抑制について協議するための機関です。

市民、事業者、大阪府地球温暖化防止活動推進センター等13名の委員で構成されています(令和7年3月末現在)。

(3) 東大阪市廃棄物減量等推進審議会（平成 28 年 4 月設置）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 5 条の 7 及び東大阪市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例第 32 条の規定に基づき、一般廃棄物の減量、適正な処理等に関する事項について審議を行う市長の附属機関です（非常設）。

委員は学識経験者、公共的団体その他の団体の役員、市民、関係行政機関の職員等で構成されます。

第3節 東大阪市第3次環境基本計画の概要

1 環境基本計画とは

東大阪市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）は、環境基本条例第8条の規定に基づき、本市の環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定する計画です。

「環境」という言葉が示す範囲は多岐に渡りますが、環境基本計画においては、環境基本条例に基づく生活環境、自然環境、都市環境、循環型社会、地球環境の5つの環境分野を設定しています。各環境分野が範囲とする内容は下表のとおりです。

環境分野	範囲とする内容
生活環境	大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動、土壌汚染、有害物質など
自然環境	みどり、水辺、身近な生物（植物・動物）
都市環境	景観、快適な都市空間、歴史・文化など
循環型社会	廃棄物発生抑制、資源の循環的利用、廃棄物適正処理
地球環境	地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など

2 環境基本計画の目的

環境基本計画は、市民、市内の事業者、各種団体、行政、市外からの通勤・通学者など市内に來訪するすべての人や事業者の協力の下、生活環境、自然環境、都市環境、循環型社会、地球環境の5つの環境分野を保全・推進することにより、未来に向かって、より良い環境を築いていくことを目的とします。

3 第3次環境基本計画の概要

2003（平成15）年4月に最初の環境基本計画を策定し、その後、2011（平成23）年3月に「東大阪市第2次環境基本計画」へと改定し、各種環境施策に取り組んできました。

2021（令和3）年3月に、パリ協定や持続可能な開発目標（SDGs、エス・ディー・ジーズ）（※）の考え方を踏まえた「東大阪市第3次環境基本計画（以下「第3次計画」という。）」を策定しました。

（※）SDGs（持続可能な開発目標）とは、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの15年間で貧困や不平等・格差、気候変動、資源枯渇、自然破壊などの様々な世界的問題を根本的に解決し、持続可能で「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指すための世界共通の17の目標です。



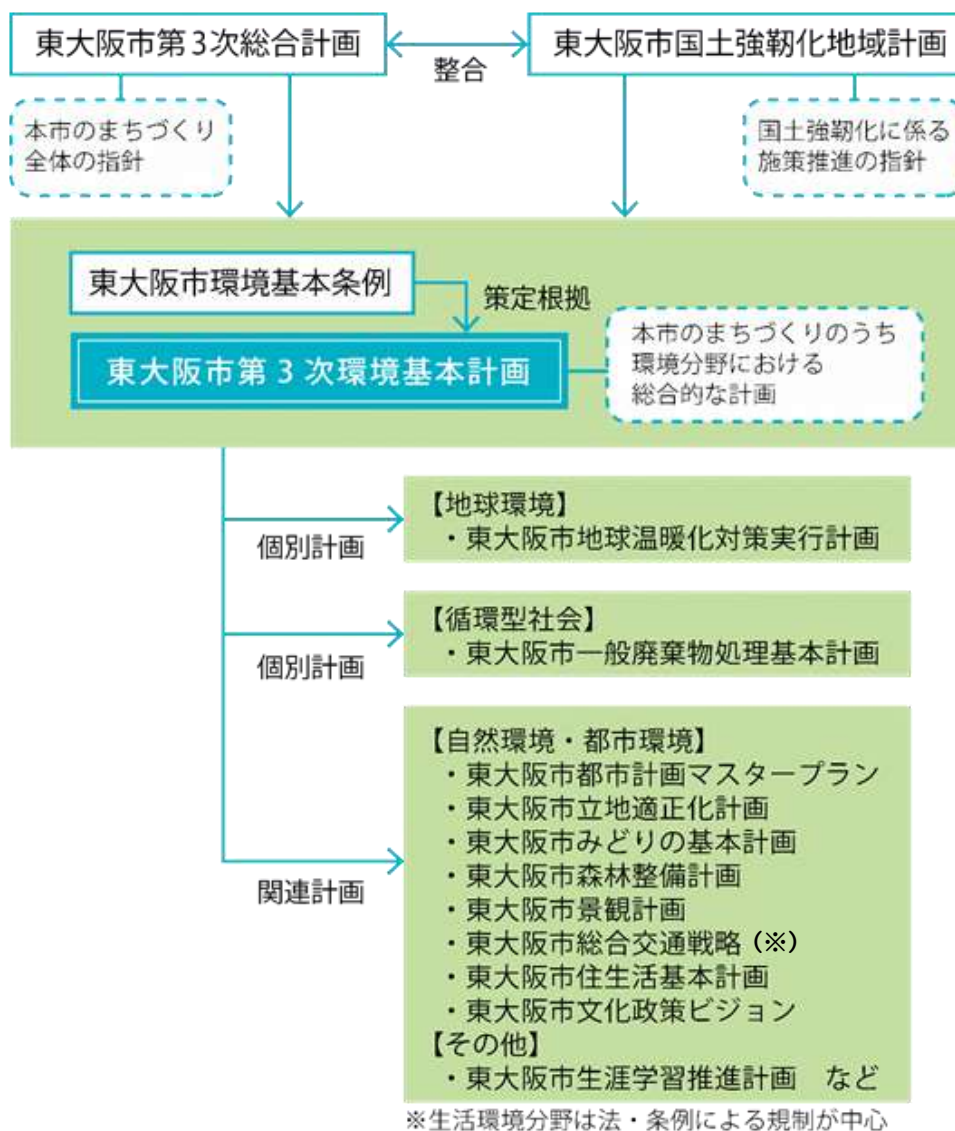
■計画期間

2021（令和3）年度～2030（令和12）年度の10年間

■計画の位置づけ

第3次計画は、本市のまちづくりにおいて、環境に関する分野をどのように進めていくかの指針を示すものであることから、本市の環境分野における総合的な計画の位置づけとなります。第3次計画の上位計画には、本市のまちづくり全体の指針となる「東大阪市第3次総合計画」があり、第3次計画は、東大阪市第3次総合計画が示す将来都市像「つくる・つながる・ひびきあう —感動創造都市 東大阪—」の実現を環境分野から目指します。

また、第3次計画において設定する生活環境・自然環境・都市環境・循環型社会・地球環境の5つの環境分野を保全・推進するにあたっては、その方向性を示す本市の個別計画や関連計画が策定されています。このことから、本計画は、環境分野の総合的な計画となるものですが、これらの個別計画・関連計画と整合を図りながら、計画を推進していきます。



（※）令和7年9月に「東大阪市総合交通戦略」の改定および「東大阪市地域公共交通計画」を新しく策定し、これら2つを統合した「東大阪市交通マスタープラン」を策定しました。

■目指す環境像

豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～

■施策体系

目指す環境像「豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～」の実現に向け、地球環境、循環型社会、生活環境、自然環境、都市環境の5つの環境分野ごとに目標を立てます。また、各環境目標の達成のための横断的な仕組みづくりも推進します。さらに、各環境目標の達成を目指すことにより、関係するSDGsの達成にも貢献します。



【地球環境】環境目標 1 地球にやさしい低炭素なまち

基本方針 1 地球温暖化の進行を抑える「緩和策」の推進

緩和策…再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー化の促進、低炭素なライフスタイルへの変容促進などの温室効果ガス排出量を削減する取り組み

基本方針 2 地球温暖化の影響に備える「適応策」の推進

適応策…自然災害や熱中症リスクの増加など、現在及び将来予測される地球温暖化の影響に対し、その被害を回避または低減するべく備える取り組み

【循環型社会】環境目標 2：環境負荷が少ない持続可能なまち

基本方針 1 もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再利用、分別・リサイクルの推進（3Rの推進）

基本方針 2 環境に配慮した適正処理の推進

【生活環境】環境目標 3：健康で安心して暮らせるまち

基本方針 1 公害関係法・条例に基づく規制・監視と良好な生活環境の確保

基本方針 2 有害化学物質に対する安心の確保

【自然環境】環境目標 4：身近な自然をまもり活かすまち

基本方針 1 生駒山の自然の保全と活用

基本方針 2 水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入

【都市環境】環境目標 5：快適に過ごせる魅力のあるまち

基本方針 1 まちの美化推進と本市らしい景観の形成

基本方針 2 快適で魅力あふれる都市空間の創出

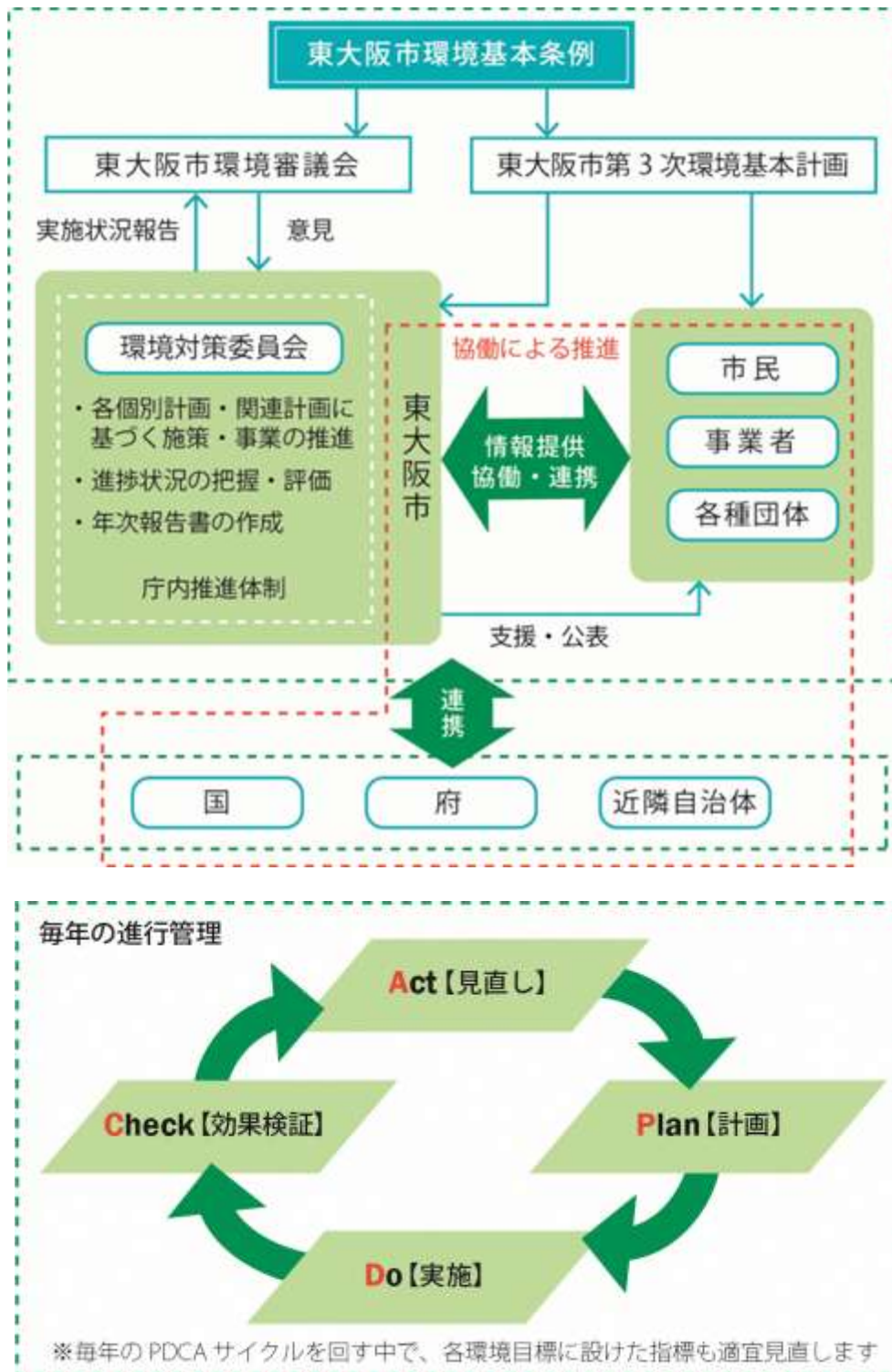
仕組みづくり

【環境施策、環境づくり推進のための横断的取り組み】

■計画の推進体制・進行管理

より良い環境づくりを推進するため、市民・事業者・行政・各種団体の各主体間の連携や協働が不可欠です。

第3次計画の進行管理にあたっては以下の体制の下、PDCAサイクルを活用し、各環境目標に設けた指標により進捗状況の確認を行います。



■各環境目標における指標

第3次計画の進行管理にあたり、各環境目標に設定している環境指標は以下のとおりです。

環境目標1 地球にやさしい低炭素なまち

指標	当初（2017年度）	目標	
本市域からの温室効果ガス 排出量削減率	16.6%（※1） （2013年度比）	2030年度	2050年
		26%以上 （2013年度比）	実質ゼロ （あるべき将来像）
		目標（改定後）（※2）	
		2030年度	2050年
		50% （2013年度比）	実質ゼロ （あるべき将来像）

（※1）第3次計画本体に記載の数値は暫定値のため、確定値として修正しています。

（※2）令和5年3月の東大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定により目標が変更となりました。

環境目標2 環境負荷が少ない持続可能なまち

指標	当初（2019年度）	目標（2030年度）
家庭系1人1日あたりのごみ量	545g	501g
ごみの資源化率	13.3%	21.7%
焼却処分量	16.8万トン	14.1万トン

環境目標3 健康で安心して暮らせるまち

指標	当初（2019年度）	目標（2030年度）
大気環境基準達成状況	77.8%	100%
水質（河川）環境基準達成状況	98.5%	
騒音（道路騒音）環境基準達成状況	95.7%	
有害物質（ダイオキシン類） 環境基準達成状況	100%	

環境目標4 身近な自然をまもり活かすまち

指標	当初（2019年度）	目標（2030年度）
市街化区域における緑地率	10.5%	10.5%以上

環境目標5 快適に過ごせる魅力のあるまち

指標	当初	目標（2030年度）
地域清掃実施件数	614件（2019年度）	700件
文化財や地域の文化的資源を 活用した事業の割合	45.2%（2019年度）	50%
住宅・住環境に対し 満足していると思う市民の割合	14.9%（2017年度）	20%
公共交通分担率	19.8%（2010年度）	（2034年度）22.1%（※）
市街化区域における緑地率 【環境目標4指標の再掲】	10.5%（2019年度）	10.5%以上

（※）令和7年9月の東大阪市交通マスタープラン策定により目標が変更となりました。

第2章 東大阪市第3次環境基本計画の進捗状況

環境目標1 地球にやさしい低炭素なまち

「2050（令和32）年温室効果ガス排出実質ゼロ」の実現に向けて、既に顕在化してきている地球温暖化の影響に備えつつ、温室効果ガスのさらなる削減により「地球にやさしい低炭素なまち」を目指します。

基本方針1 地球温暖化の進行を抑える「緩和策」の推進

基本方針2 地球温暖化の影響に備える「適応策」の推進

1 環境の状況

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、私たちは地球温暖化という地球規模の大きな問題に直面しています。地球の平均気温は産業革命以前と比べて、約1℃上昇したといわれており、日本においても、短時間豪雨や台風の強大化による災害、農作物や生態系への影響等が観測され、夏の暑さが厳しくなることにより熱中症搬送者数が増加する等、私たちの日常生活や事業活動への影響が既にあらわれ始めています。

本市においては、「東大阪市第3次地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（以下「区域施策編」という。）」を策定し、本市域の地球温暖化対策を推進しています。区域施策編においては、2050（令和32）年のあるべき将来像として「2050（令和32）年温室効果ガス排出実質ゼロ」を掲げており、本市は2020（令和2）年5月に「2050（令和32）年ゼロカーボンシティ」を表明しました。また、国におけるカーボンニュートラル宣言以降、加速する脱炭素化に向けた時代の流れ等に対応するため、2023（令和5）年3月に区域施策編を一部改定し、削減目標を2013（平成25）年度比26%以上から50%へ大幅に引き上げました。

これからの地球温暖化対策の推進にあたっては、二酸化炭素などの温室効果ガスを抑制する取組である「緩和策」が益々重要となるとともに、既にあらわれ始めているもしくは今後予測される地球温暖化の影響に備え、被害を回避する取組である「適応策」も重要であり、「緩和策」と「適応策」の両輪で進めていく必要があります。

【関連計画】

- ・東大阪市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・東大阪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

【指標】

指標	当初（2017年度）	目標	
		2030年度	2050年
本市域からの温室効果ガス排出量削減率	16.6% (2013年度比)	26%以上 (2013年度比)	実質ゼロ (あるべき将来像)
		目標（改定後）	
		2030年度	2050年
		50% (2013年度比)	実質ゼロ (あるべき将来像)

【指標の状況】

・本市域からの温室効果ガス排出量削減率

2023（令和5）年度の温室効果ガスの総排出量は約213.9万t-CO₂と推計され、前年度比で10.1%減少し、基準年度である2013（平成25）年度比で35.3%（暫定値）の削減となっています。

基準年度比での排出量減少の要因は、エネルギー消費量と電気の排出係数の両方の減少によるものと考えられます。

本市域における温室効果ガス排出量の推移【単位：千t-CO₂】

	部門	2013年度 (平成25)	2021年度 (令和3)	2022年度 (令和4)	2023年度 (令和5)			
						構成比	前年比	H25比
二酸化炭素	産業	908.3	553.3	564.7	527.0	24.6	-6.7	-42.0
	業務	855.2	508.0	551.2	496.5	23.2	-9.9	-41.9
	家庭	799.6	484.1	607.5	468.8	21.9	-22.8	-41.4
	運輸	610.6	511.0	518.7	516.5	24.1	-0.4	-15.4
	廃棄物	80.5	92.6	86.6	81.0	3.8	-6.5	0.6
その他ガス		51.9	54.3	51.4	49.4	2.3	-3.9	-4.8
合計		3,306.1	2,203.3	2,380.1	2,139.2	100.0	-10.1	-35.3
削減率		基準年度	33.4	28.0	35.3			

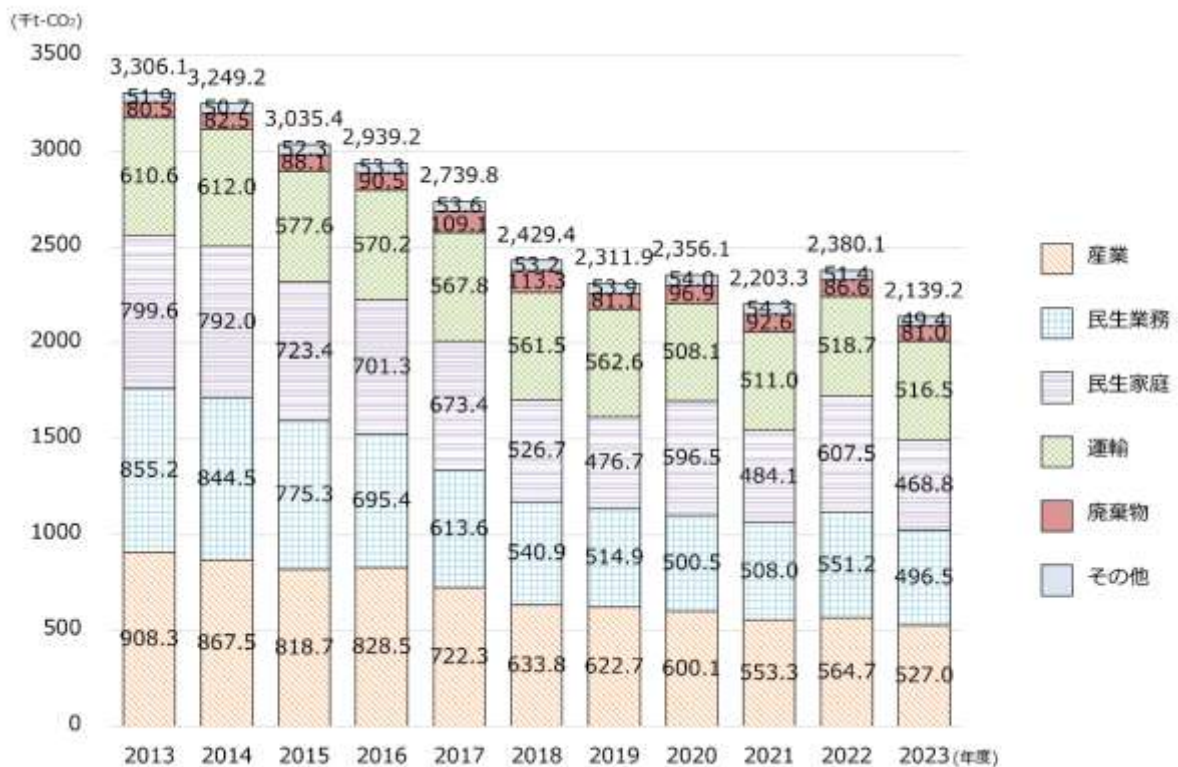


図1 本市域における温室効果ガス排出量の推移



図 2 本市域における各部門の温室効果ガス排出量の推移

(参考) 排出係数と本市域におけるエネルギー消費量について

・ 排出係数

排出係数は、エネルギー消費を含め、様々な活動に伴ってどれだけの二酸化炭素を排出するかを表す係数で、基本的にエネルギーの種類で固定の値を取ります。しかし、電気の排出係数は発電時の電源構成（火力発電や再生可能エネルギー等による発電のバランス）によって毎年変動し、火力発電の割合が減少すると係数は小さくなります。

本市において、最も販売電力量が多いと推測される関西電力株式会社を例にとりますと、基準年度である 2013（平成 25）年度の調整後排出係数（※1）は 0.516kg-CO₂/kWh でした。その後、二酸化炭素を排出しない原子力発電の再稼働等により、2023（令和 5）の調整後排出係数は 0.401kg-CO₂/kWh となっており、排出係数は大きく減少しています。

（※1）調整後排出係数は、実排出量から京都メカニズムクレジット・国内認証排出削減等を差し引いた調整後排出量を販売した電力量で除した数値です。

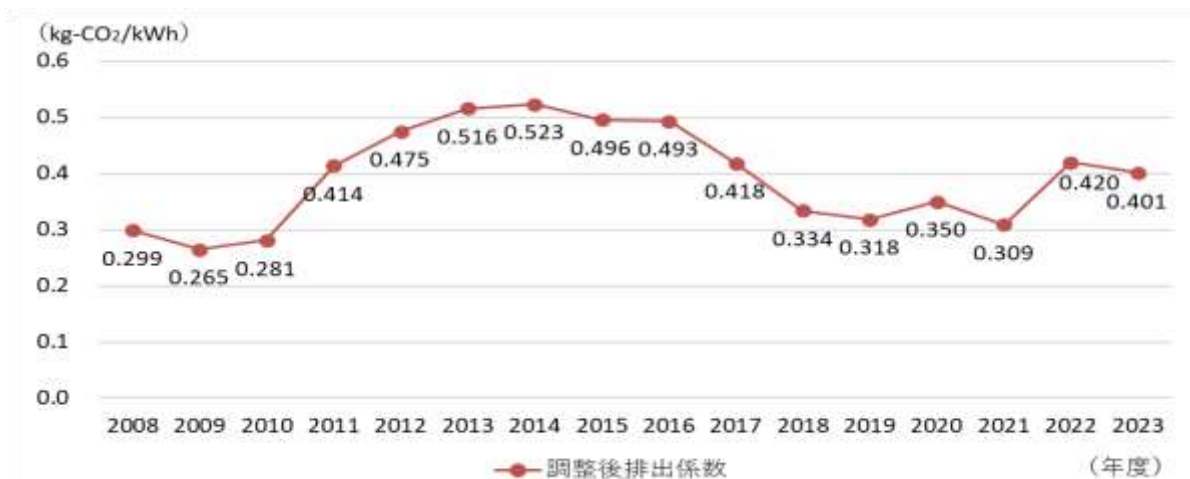


図 3 関西電力株式会社における排出係数の推移（関西電力株式会社 HP より作成）

・本市域におけるエネルギー消費量

2023（令和5）年度のエネルギー消費量は、28,762TJ（※）と推計され、前年度比で3.7%減少しています。また、基準年度である2013（平成25）年度比で18.1%減少しています。

（※）J（ジュール）はエネルギーの単位。TJ（テラジュール）は 10^{12} Jを表します。

本市域におけるエネルギー消費量推移【単位：TJ】

部門		2013年度	2021年度	2022年度	2023年度	構成比	前年比	H25比	
		(平成25)	(令和3)	(令和4)	(令和5)				
エネルギー分野	産業	製造業	9,977	8,176	7,519	7,566	26.3	0.6	-24.2
		建設業・鉱業	207	260	249	251	0.9	0.9	20.9
		農林水産業	32	75	68	88	0.3	29.3	174.8
	産業部門合計		10,217	8,510	7,836	7,904	27.5	0.9	-22.6
	業務		8,116	7,006	6,608	6,503	22.6	-1.6	-19.9
	家庭		7,741	7,149	7,694	6,627	23.0	-13.9	-14.4
	運輸		9,065	7,628	7,743	7,728	26.9	-0.2	-14.8
	合計		35,140	30,293	29,881	28,762	100.0	-3.7	-18.1
構成比	産業		29%	28%	26%	27%			
	業務		23%	23%	22%	23%			
	家庭		22%	24%	26%	23%			
	運輸		26%	25%	26%	27%			

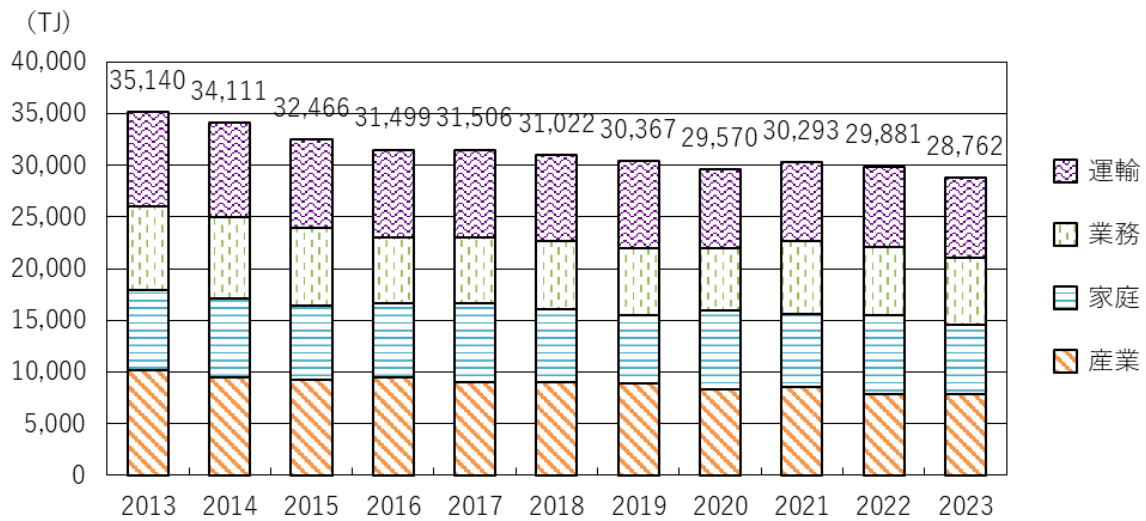


図4 本市域におけるエネルギー消費量推移

2 主な取組（令和6年度）

基本方針1 地球温暖化の進行を抑える「緩和策」の推進

「2050（令和32）年温室効果ガス排出実質ゼロ」の実現に向けて、太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー化の促進、低炭素なライフスタイルへの変容促進、二酸化炭素の吸収源対策などにより、温室効果ガス排出量削減の取り組みである「緩和策」を推進します。

（主な取組）

○再生可能エネルギー等の普及促進

- ・家庭から排出される温室効果ガス排出量を削減するため、家庭用の再生可能エネルギー等設備として、太陽光発電設備：120件、エネファーム：155件、家庭用蓄電池：131件、ZEH：20件に対し、設置等費用の一部を補助しました。

○事業者用太陽光発電設備導入促進

- ・産業部門及び民生業務部門における再生可能エネルギー導入を促進し、地球温暖化防止を図るため、事業者用太陽光発電設備の設置費用の一部を6件補助しました。

○市民の省エネ・省CO₂行動への変容促進

- ・「省エネアドバイザー」の養成講座を1回実施し、受講した4名の方を「省エネアドバイザー」に認定しました。環境イベント等で「家庭の省エネ相談会」事業を実施し、270名の市民に対し、その場で省エネ行動に関する簡単なアンケートを行い、診断結果について「省エネアドバイザー」から助言を行いました。



家庭の省エネ相談会の様子

（※）「東大阪地球温暖化対策地域協議会」を通じて実施

- ・大阪府が展開する「太陽光発電及び蓄電池システムの共同購入支援事業」について、大阪府と連携し、市政だよりやウェブサイト、SNSなどで広報を行い、9世帯の太陽光発電・蓄電池システムの導入につながりました。
- ・ナッジ（※）効果を活用した省エネ行動を促すリーフレットを独自で作成し、市政だよりやウェブサイトなどで広報を行いました。

（※）ナッジ（Nudge）とは、英語で「肘でそっと突く、軽く押す」を意味し、人が自発的に望ましい行動をとれるように促すための行動科学的なアプローチの手法

○事業者における地球温暖化対策の取組促進

- ・中小事業者にも取り組みやすい環境経営システムとして環境省が策定した認証・登録制度「エコアクション21」の普及促進を図るため、導入説明会と全4回の取得支援スクールを開催し、5社が参加しました。

○行政の率先行動

- ・東大阪市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」という。）に基づき、市役所からの温室効果ガス削減の取組を推進し、2013（平

成 25) 年度を基準年度として、2024(令和 6) 年度は温室効果ガスを 11.4% 削減しました(目標: 2030(令和 12) 年度に 51%以上削減)。

- ・公共施設 I 施設(東大阪市立玉美小学校)について、本市公共施設初の Nearly ZEB(ニアリーゼブ)(※)の認証を取得しました。

(※) ZEB(ゼブ)とは、「ネット・ゼロ・エネルギー・ビル」の略称で、快適な室内環境を実現しながら、高効率空調設備や照明等の導入による省エネで使うエネルギーを減らし、太陽光発電設備等の導入による創エネで使う分のエネルギーをつくることで、一次エネルギー(石油や石炭、天然ガスなど自然界から得られたエネルギー)の消費量を正味(ネット)でゼロにする、環境に配慮した建築物のことです。

ZEBには一次エネルギー削減率によって4つの種類があり、Nearly ZEBの取得は一次エネルギー年間消費量を50%以上削減(再生可能エネルギーを除く)及び一次エネルギー年間消費量を75%以上100%未満の削減(再生可能エネルギーを含む)が要件となっています。

基本方針 2 地球温暖化の影響に備える「適応策」の推進

自然災害の増加や都市部ではヒートアイランド現象と重なった熱中症リスクの増加など、緩和策を十分に進めたとしても現在及び将来予測される地球温暖化による影響に対し、その被害を回避または低減するべく備える取り組みである「適応策」を推進します。

(主な取組)

本市においては、気候変動の影響が農業・森林や自然災害、健康など様々な分野で生じうると考えられます。その影響による被害を回避または低減するための適応策については、区域施策編に位置づけしており、関連所属において取組を行っています。

【農業・森林】

気候変動の影響が懸念される事例

- 異常気象の増加により、農業への影響が予測されています。
- 短時間集中豪雨の発生頻度の増加により、山地や傾斜地での崩壊・土石流等が頻発し、周辺地域の社会生活に与える影響が増大することが予測されています。



市が取り組む(もしくは既に取り組んでいる)適応策

- 農業の活性化や農地の活用に関する支援に努めます。
- 森林の有する水源の涵養や災害の防備等を発揮させるため、森林の保全等を推進します。

【水環境・水資源】

気候変動の影響が懸念される事例

- 公共用水域の水温の上昇に伴う水質悪化が予測されています。
- 年間の降水日数の減少により、渇水が頻発化、長期化、深刻化することが懸念されています。



市が取り組む（もしくは既に取り組んでいる）適応策

- 公共用水域の常時監視として、河川の継続的な水質測定調査の実施に努めます。
- 下水処理水の有効活用を図ります。

【自然生態系】

気候変動の影響が懸念される事例

- 気候変動により、分布域の変化やライフサイクル等の変化が起こることにより、種の絶滅を招く可能性や外来種の侵入・定着率の変化に繋がることが想定されています。



市が取り組む（もしくは既に取り組んでいる）適応策

- 地域の生物多様性の保全（優れた自然環境や良好な緑地環境の保全）として、生駒山系の自然を守り・育てる、生き物の生息環境ネットワーク化を図ります。
- 健全な生態系を保全・再生するために、気候変動の影響による外来種の防除や水際対策を行います。

【自然災害】

気候変動の影響が懸念される事例

- 記録的な大雨や強力な台風の増加により、河川災害、土砂災害、浸水被害等の増加と被害の拡大が懸念されています。



市が取り組む（もしくは既に取り組んでいる）適応策

- 災害リスクを踏まえた河川の整備や防災に取り組むとともに、災害に関する情報提供や防災に関する啓発に努めます。
- 短時間豪雨への備えとして、下水道増補管を活用し浸水被害の軽減を図ります。
- 甚大化する自然災害への備えとして、「地域防災計画」の見直しを適宜行い、庁内及び関係機関等との連携による計画の推進を図ります。

【健康】

気候変動の影響が懸念される事例

- 夏期の熱波の頻度が増加し、熱中症搬送者数が増加することが予測されています。
- 気候変動による気温の上昇や降水量の増加は、感染症を媒介する蚊の居住環境における個体数を増加させる等、デング熱など感染症にかかりやすい要因を増加させる可能性があります。



市が取り組む（もしくは既に取り組んでいる）適応策

- 搬送状況の把握や予防・対処法の普及啓発、情報提供等を適切に実施します。
- 感染症を媒介する蚊等の啓発、情報提供等を適切に実施します。

【産業・経済活動】

気候変動の影響が懸念される事例

- 企業においては、気候変動が影響して発生する災害により、事業そのものの継続が難しくなる可能性があります。



市が取り組む（もしくは既に取り組んでいる）適応策

- 気候変動の影響によるリスク等について情報提供や啓発を行います。
- 国が定めるガイドライン（自然災害時の対応含む）の普及啓発等を通じ、市内中小企業の事業継続計画（BCP）の策定を促進します。

【市民生活・都市生活】

気候変動の影響が懸念される事例

- 気候変動による短時間豪雨や強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及ぶことが懸念されています。
- 都市化によるヒートアイランド現象に、気候変動による気温上昇が重なることで、都市域ではより大幅に気温が上昇することが懸念されています。



市が取り組む（もしくは既に取り組んでいる）適応策

- 災害が発生した時に水が安定供給できるインフラの整備に努めます。
- ヒートアイランド現象対策のため、緑化の推進や人工排熱の低減、熱の発生抑制を図る観点でのライフスタイルの改善に向けた取り組みを推進します。また、その把握のため、大気環境の継続的なモニタリング調査の実施に努めます。

評価・まとめ

地球温暖化対策については、再生可能エネルギー等設備への設置補助や家庭の省エネ相談会、本市役所の事務事業から排出される温室効果ガスの削減等の取組を進めています。指標である本市域からの温室効果ガス排出量削減率については、2023（令和5）年3月に区域施策編及び事務事業編を一部改定し、区域施策編では2013（平成25）年度比26%以上から50%へ、事務事業編では2013（平成25）年度比40%から51%以上へと大幅に引き上げたため、電気の排出係数の低下やエネルギー消費量の減少等により、削減は進んできたものの新たな削減目標は達成できていない状況です。

今後は新たな削減目標の達成に向けて、市民や事業者のさらなる省エネ・省CO₂化を進めていくとともに、公共施設においては、ZEB化を含む省エネ化や太陽光発電設備の導入、再生可能エネルギー電気の調達等の取組についても進めていく必要があります。

環境目標 2 環境負荷が少ない持続可能なまち

SDGs の考え方から「持続可能」をキーワードとして、3R（発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)・再生利用(リサイクル))の取り組みを進め、資源を有効に利用することにより、資源が循環して持続が可能な「環境負荷が少ない持続可能なまち」を目指します。

基本方針 1 もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再使用、分別・リサイクルの推進（3Rの推進）

基本方針 2 環境に配慮した適正処理の推進

1 環境の状況

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会構造は、私たちにモノがあふれる豊かな生活をもたらした一方で、資源の枯渇やごみの最終処分場のひっ迫といった問題を引き起こしました。問題が深刻化するにつれて、環境負荷がより少ない循環型社会への構造転換が求められるようになり、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種法令が整備されました。

本市においては、これまで「東大阪市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者・各種団体・行政の協働による3R（発生抑制、再使用、再生利用）の推進に取り組み、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用に努めてきました。その結果、本市のごみの量は着実に減少してきましたが、大阪府下の他市町村と比べても依然として多い状況となっています。また、食べられる状態の食品がそのまま廃棄される「食品ロス問題」やレジ袋等のプラスチック製品が海洋に流出し、海の生態系に悪影響を及ぼす「海洋プラスチックごみ問題」が新たに問題となっています。

プラスチックごみの削減のため、2019（令和元）年8月には、使い捨てプラスチックの使用削減やポイ捨て防止等の取組を進める「東大阪市プラスチックごみゼロにトライ！宣言」を行いました。また、さらなるごみ量や焼却処分量の削減のため、2021（令和3）年3月には「東大阪市一般廃棄物処理基本計画（第7期）」を策定し、「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」の実現を目指して、取組を進めています。

さらに、食品ロスの削減を推進するため、2022（令和4）年3月に「東大阪市食品ロス削減推進計画」を策定しました。

【関連計画】

- ・東大阪市一般廃棄物処理基本計画
- ・東大阪市食品ロス削減推進計画

【指標】

指標	当初（2019年度）	目標（2030年度）
家庭系1人1日あたりのごみ量	545g	501g
ごみの資源化率	13.3%	21.7%
焼却処分量	16.8万トン	14.1万トン

【指標の状況】

・家庭系1人1日あたりのごみ量

当初（2019年度）から継続して減少傾向であり、2024年度には2030年度目標としていた501gを達成しました。市民のごみ減量に関する意識の向上、事業者による容器包装の軽量化などの取組み、また物価上昇に伴う消費活動の停滞などが一因と考えられます。

当初 (2019年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標 (2030年度)
545g	532g	508g	499g	501g

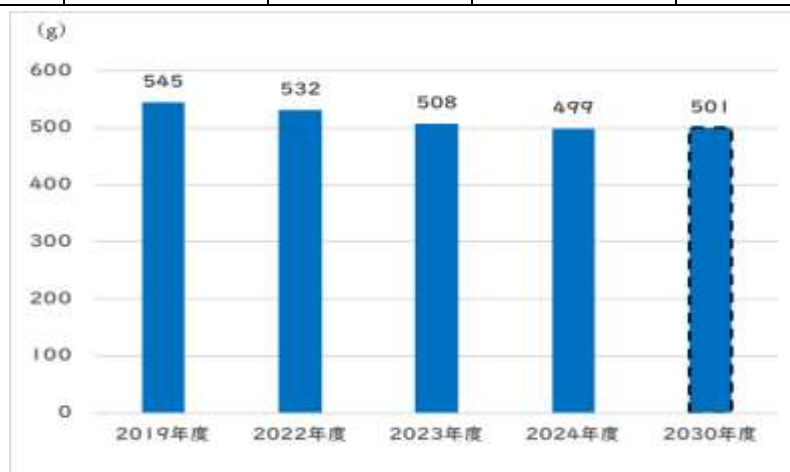


図5 家庭系1人1日あたりのごみ量の推移

・ごみの資源化率

2024（令和6）年度も引き続き減少傾向であり、デジタル技術の進展によるペーパーレス化や、集団回収実施団体の活動の縮小により回収量が減少したことが資源化量減少の一因と考えられます。

当初 (2019年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標 (2030年度)
13.3%	13.1%	12.8%	12.5%	21.7%

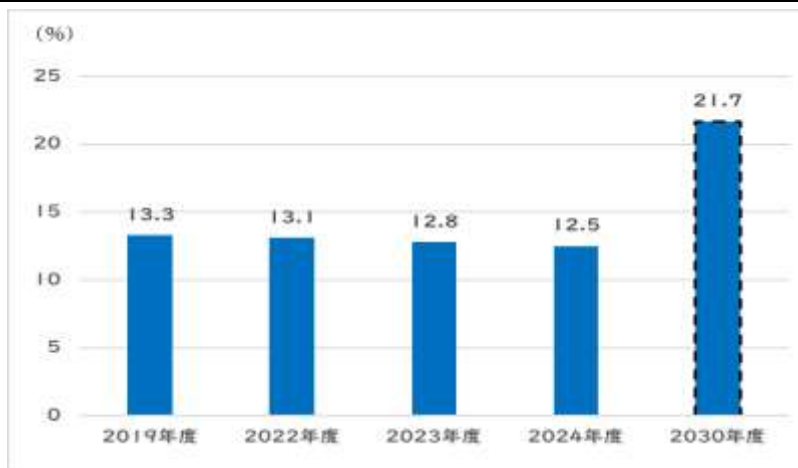


図6 ごみの資源化率の推移

・焼却処分量

2024（令和6）年度も引き続き減少傾向であり、家庭系及び事業系の一般ごみが共に減少したことが、焼却処分量減少の一因と考えられます。

当初 (2019年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標 (2030年度)
16.8万トン	15.8万トン	15.2万トン	14.8万トン	14.1万トン

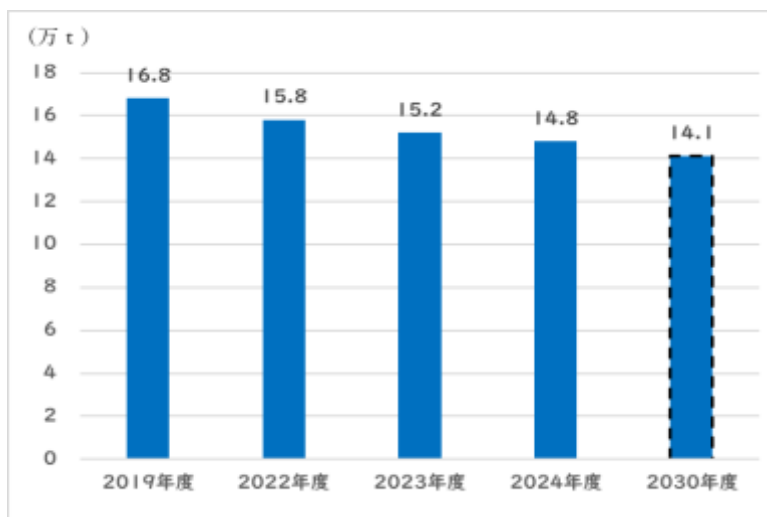


図7 焼却処分量の推移

2 主な取組（令和6年度）

基本方針1 もったいない意識の浸透による、ごみの発生抑制と再利用、分別・リサイクルの推進（3Rの推進）

「環境にやさしい 持続可能な循環型都市 ひがしおおさか」を目指し、市民・事業者・各種団体が自発的に「ものを大切に生活」または「環境に配慮した事業活動」を実践するため、市民に対して環境学習の機会を増やすとともに、事業者が環境にやさしい事業活動を実践できるよう、施策の充実を図ります。

また、ごみ処理費用の負担についても継続して研究、検討を進めます。

家庭から発生する資源については、市民・事業者・各種団体・行政が各々の役割と責任を認識し、相互に協力しあい、全ての市民がリサイクルへ協力できるような資源回収システムの形成を目指します。事業所から発生する資源については、事業者が自ら再生利用を推進することを原則とし、減量指導や情報提供の拡充に努め、事業者の自主的な取り組みによるごみ減量・リサイクルを推進します。

(主な取組)

○環境教育・学習の充実

- ・子どもから高齢者まで、環境への意識向上を目的とし、ごみ問題についての理解を深め、ごみの減量やリサイクルに自主的に取り組めるよう、環境教育出前講座を実施しました。(※実績は別表1)

○清掃工場の施設見学を通じたごみ減量に向けた啓発

- ・東大阪都市清掃施設組合の清掃工場の施設見学を通じて、ごみ減量に向けた啓発を3,109人(うち学校関係者:2,999人)に対して実施しました(DVD貸与のみ:98人)

○ごみの減量及び資源化に関する情報提供の充実

- ・3Rの推進を図るため、ケーブルテレビや市政だより、ウェブサイト、SNSを活用し、ごみの減量及び資源化に関する情報提供を行いました。

○公共施設における率先行動の充実

- ・市職員の意識向上や、環境に配慮した物品などの率先購入など庁内連携や啓発の推進に努めるため、ごみ減量にかかる全庁通知を実施し、各所属でのグリーン購入実績を集計し、公開しました。

○排出環境の整備

- ・資源物が適正に分別されるよう、市関連施設や民間協力店での拠点回収、キャラバン回収など資源物の排出機会の充実を図りました。(※実績は別表2)

○地域との協働によるごみ減量の取組の展開

- ・地域と行政の連携によりごみ減量を図るため、地域班(本市北部環境事業所)によるごみ減量推進にかかる取組を421回実施しました。
- ・地域の自治会長等が推進員となる東大阪市地域ごみ減量推進協議会による地域のごみ減量化、資源化を推進する取組を実施しました。(※実績は別表3)

○事業者の自主的なごみ減量行動の誘導

- ・廃棄物に対する必要な知識と排出事業者としての責務に関する理解を深め、事業系ごみの削減を推進するため、「事業系一般廃棄物に関するしおり」及び「産業廃棄物の適正処理についてのお願い」をすべての特定事業者に送付しました。また、古紙類のリサイクルが進まない特定事業者に対し、「市内古紙業者一覧」を作成し送付しました。

○プラスチックごみ削減の推進

- ・イベントでレジ袋削減にかかる啓発(エコバッグ作り)を1回行いました。
- ・株式会社ダイオーズジャパンと連携協定を締結し、マイボトル専用給水スポットを本庁舎1階、産業技術支援センター、東大阪アリーナ及びドリーム21にて常設、イベントにて1回設置しました。



エコバッグづくり



マイボトル専用給水スポット
(本庁舎1階)

○食品ロス削減の推進

- ・食育担当者連絡会やネットワーク会議に出席しました。
- ・環境月間や食品ロス削減推進月間に市政だより等で啓発を行いました。
- ・家庭ごみ系リーフレットの配布を行いました。
- ・ECO 東大阪にて、近畿大学食品ロス削減推進プロジェクト（C.S.S）と連携し、食品ロス削減ブースを出展しました。
- ・フードドライブの窓口をウェブサイトで紹介（市内スーパーマーケット：16店舗）、本庁舎で2回、イベントで2回フードドライブを実施しました。
- ・東大阪市食べきり協力店登録制度に72店舗登録していただきました。



ECO 東大阪にて出展の様子



食べきり協力店ステッカー

▼市ウェブサイト



(主な取組における 2024 (令和 6) 年度実績)

■ (別表 1) 環境教育出前講座実績

年代別	実施件数	参加人数
幼稚園・保育所・こども園	22件	2,566人
小学校・中学校・義務教育学校	42件	2,510人
高等学校・大学	3件	90人
自治会・企業等	8件	343人
校区フェスタ(地域交流イベント)	10件	※参加人数不明
ECOポスターコンクール	応募数24校	745作品

■（別表 2）品目別回収拠点数及び収集量

品目名	拠点数	収集量
蛍光管・乾電池	78カ所	43,186kg
古紙類	14カ所	143,920kg
小型充電式電池	22カ所	782.52kg
ペットボトル	30カ所	
小型家電	32カ所	11,800kg
水銀血圧計・水銀体温計	8カ所	29.31kg
廃食油	8カ所	

※キャラバン回収 実施回数：6回

■（別表 3）地域ごみ減量推進協議会取組実績

実施内容	実施回数	のべ参加人数
会議	1,513回	18,717人
地域清掃	1,394回	43,463人
パトロール	3,952回	7,016人

基本方針 2 環境に配慮した適正処理の推進

やむを得ず排出されるごみ（一般廃棄物）については、効率性・安全性・環境に配慮した収集・運搬によって焼却施設、破碎施設、資源化施設等に搬入し、適正処理や再生利用を進めます。また、施設整備に当たっては「環境にやさしい施設づくり」に配慮し、低炭素社会の構築や自然との共生に対応した施設整備を目指します。また、多発する災害に備えるため、災害時の廃棄物処理については、災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の充実を図ります。

産業廃棄物については、排出事業者や処理業者に対して情報提供や啓発を実施するとともに、立入検査等により、産業廃棄物の適正処理を進めます。

（主な取組）

○新清掃工場（第六工場）建設事業の推進

・現在東大阪都市清掃施設組合が建設中の新清掃工場（第六工場）において、省エネ化及び高効率ごみ発電の導入を計画しています。2022（令和4）年度に、事業者を決定し、2024（令和6）年度は、現地地盤調査・土壌調査・一部第三工場除染及び解体工事を実施し、新設計量棟移設工事が完了しました。

○第四工場・第五工場の積極的な余熱利用

・第四工場及び第五工場において、ごみを焼却した熱で蒸気を作り、蒸気タービン発電機で発電した約7,732万kWhのうち、約5,719万kWhを売電しました（売電量のうち、FIT制度による分が約2,987万kWh、非FIT制度による分が約2,732万kWh）。

○ふれあい収集の実施

- ・家庭ごみなどをごみ集積場所へ持ち出すことが困難な高齢者や障害者を支援するため、戸別に訪問して収集するふれあい収集を 395 件実施しました。

○産業廃棄物の適正処理の推進

- ・産業廃棄物処理施設の維持管理状況の確認、産業廃棄物の野焼きや不法投棄などの苦情への対応、PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進、産業廃棄物の排出状況の確認等のための立入調査等を 148 件行い、適切に指導しました。

評価・まとめ

ごみの減量や再資源化の推進については、環境教育出前講座等による啓発や地域の自治会との連携等の取組を進めています。また、プラスチックごみ対策や食品ロス対策についても啓発を中心に取り組んでいます。

指標である家庭系 1 人 1 日あたりのごみ量と焼却処分量については減少傾向にあります。ごみの資源化率については横ばいとなっています。今後も目標達成に向け、市民や事業者のごみ減量や再資源化に対する意識のさらなる向上を図り廃棄物の発生抑制を推進すると共に、処理体制を充実させ廃棄物の適正処理に努めます。

環境目標3 健康で安心して暮らせるまち

大気や河川等の環境モニタリング調査や工場・事業場等の公害発生源に対する指導、アスベスト・ダイオキシン類の対策や事業者による有害化学物質の適正な管理促進等を実施していくことにより、「健康で安心して暮らせるまち」を目指します。

基本方針1 公害関係法・条例に基づく規制・監視と良好な生活環境の確保

基本方針2 有害化学物質に対する安心の確保

1 環境の状況

日本における環境問題の原点は、工場や事業場から排出されるばい煙や排水、騒音や振動などが住民の健康や生活環境に悪影響を及ぼす公害問題です。本市は全国有数の「モノづくりのまち」であることから、本市における環境問題も、住居と工場が同地域に混在する住工混在を背景とした公害問題が原点となっています。

本市における公害問題への対応としまして、1973（昭和48）年に全国に先駆け、本市独自の公害規制条例である「東大阪市生活環境保全等に関する条例（旧公害防止条例）（以下「市生環条例」という。）」を制定しました。また、2013（平成25）年には、住工混在の状況を改善するため、本市独自の新たな条例として「東大阪市住工共生のまちづくり条例」を制定しました。このような取組の結果、本市の生活環境は良好になりつつあります。しかしながら、住工混在の状況は今後も続くことから、公害苦情の件数が大きく減少する可能性は低く、今後も対応が必要です。

また、今後増加していくことが予想される建物の老朽化による解体等工事を発生源とする石綿（アスベスト）の飛散防止の徹底や、工場や事業場で使用される人の健康や生態系に有害なおそれのある多種多様な化学物質の適正な管理を事業者へ促していくことも必要です。

【指標】

指標	当初（2019年度）	目標（2030年度）
大気環境基準達成状況	77.8%	100%
水質（河川）環境基準達成状況	98.5%	
騒音（道路騒音）環境基準達成状況	95.7%	
有害物質（ダイオキシン類）環境基準達成状況	100%	

【指標の状況】

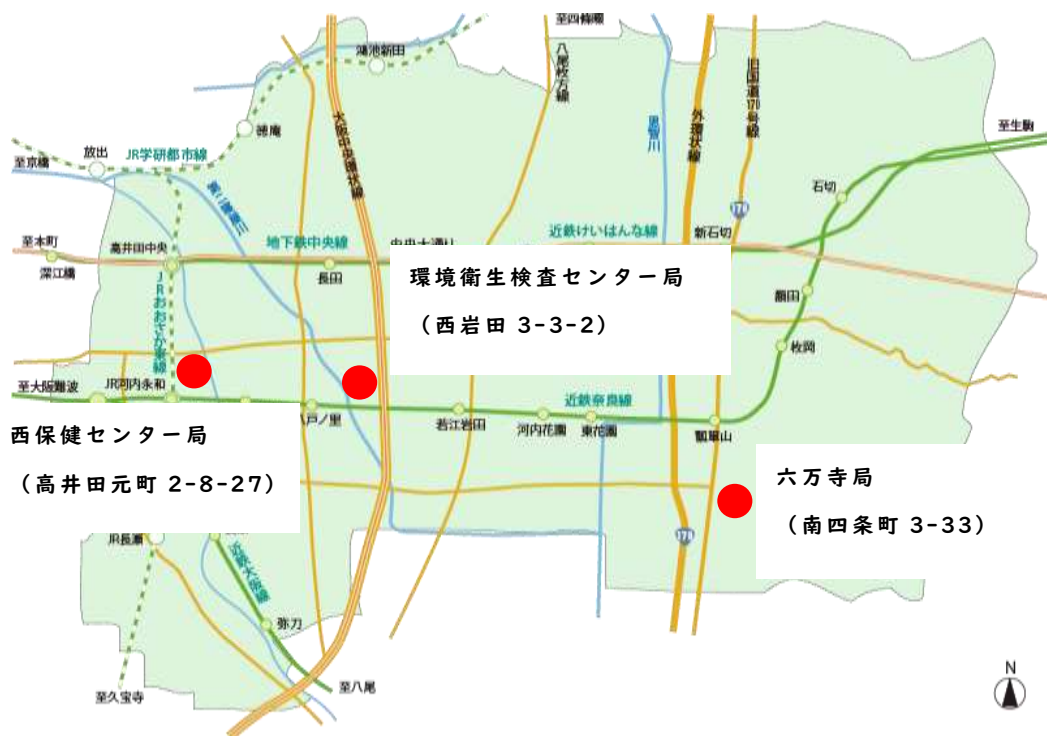
・大気環境基準達成状況

大気汚染は、工場・事業場等のボイラー、焼却炉などの燃焼施設や自動車などの輸送機関から排出される硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじんなどのばい煙、一酸化炭素・炭化水素などの有害物質や、大気汚染物質から二次生成される光化学オキシダント、微小粒子状物質（PM2.5）などにより引き起こされます。これらの大気汚染物質は「環境基本法」に基づき、環境基準が定められています。

環境基本法が定める大気汚染物質と環境基準値

項目	環境基準値
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること、また、非メタン炭化水素濃度の午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCの範囲内又はそれ以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。

本市では、これらの大気汚染物質について、西保健センター局、環境衛生検査センター局、六万寺局（令和7年3月から休止中）の3か所で測定を行っています。



本市域の大気汚染物質測定局の位置図

2024（令和6）年度における大気環境基準達成状況については83.3%となっています。大気汚染物質ごとでは、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）については全ての地点で環境基準を達成しています。残りの測定項目である光化学オキシダントについては、1年に一度でも基準を超えると未達成となり、全国的にも国の環境基準を達成しているところはほぼない状況です。本市においても、これまで基準を達成した地点はなく、2024（令和6）年度も同様の状況でした。

当初 （2019年度）	2022年度	2023年度	2024年度	目標 （2030年度）
77.8%	83.3%	83.3%	83.3%	100%

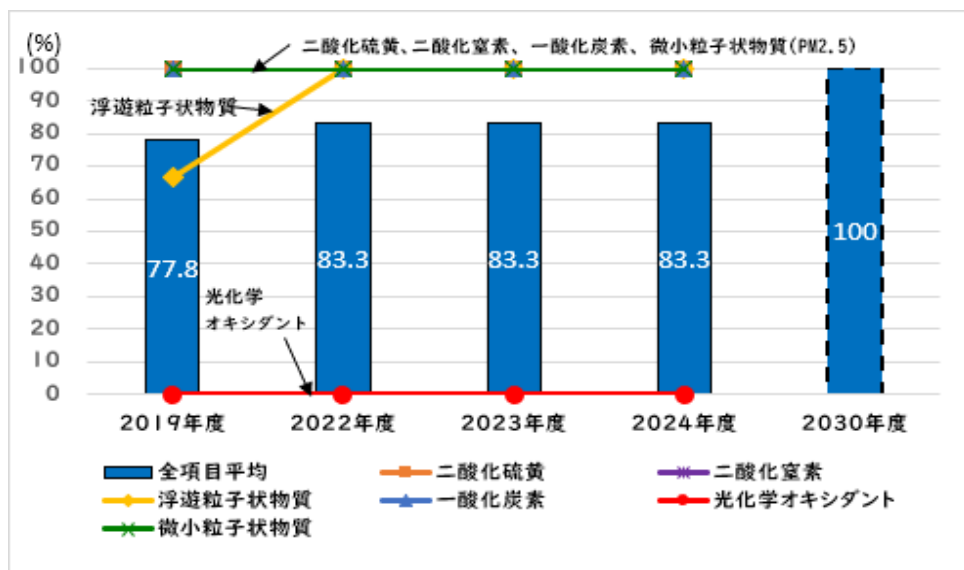


図8 大気環境基準達成状況

大気汚染物質のうち、光化学オキシダントが原因と考えられている光化学スモッグ現象について、予報や注意報などの光化学スモッグ情報の発令は年度によりばらつきがあります。

2024（令和6）年度は本市域で光化学スモッグ予報4回、注意報3回が発令されましたが、被害の訴えはありませんでした。

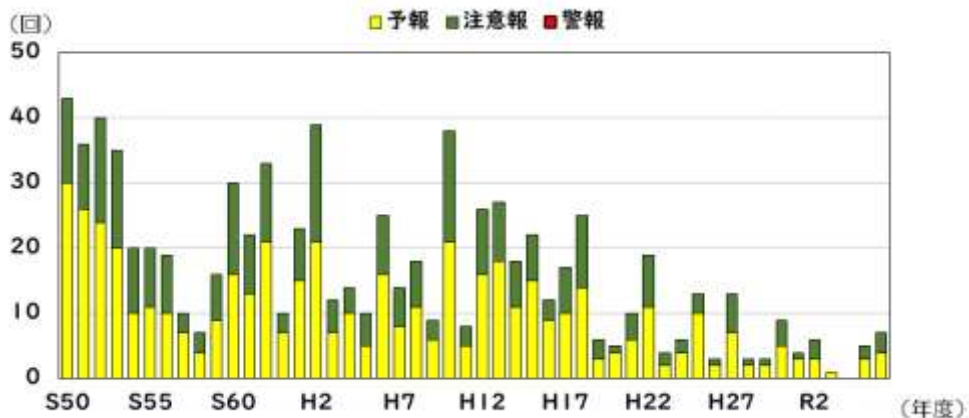


図9 光化学スモッグ情報の発令状況

・水質（河川）環境基準達成状況

本市は大阪市の隣接都市として発達した産業形態から、西地区を主とする電気メッキ業や、市内全体に広がって金属製品製造業が数多く存在しています。それらの工場からの有害物質や重金属を含む汚水は工場で処理された後、かつては河川に流されていました。しかし現在では、下水道の整備とともにその大半は下水道へ放流されており、また、一般家庭からの生活排水についても下水道へ放流されているため、河川の水質は良好なものとなっています。なお、下水道の普及状況は面積整備率で98%以上、人口普及率で99%以上となっています。

本市では、市内主要河川（恩智川、第二寝屋川、長瀬川）で水質調査を実施しており、「生活環境の保全に関する項目」として11項目、「人の健康の保護に関する項目」として26項目を測定しています。

2024（令和6）年度における水質（河川）環境基準達成状況は99.2%となっています。個別に見ると、「生活環境の保全に関する項目」のうち、水質汚濁の代表的な指標であるBOD（生物化学的酸素要求量）、「人の健康の保護に関する項目」については環境基準を達成しています。

当初 (2019年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標 (2030年度)
98.5%	98.5%	99.2%	99.2%	100%

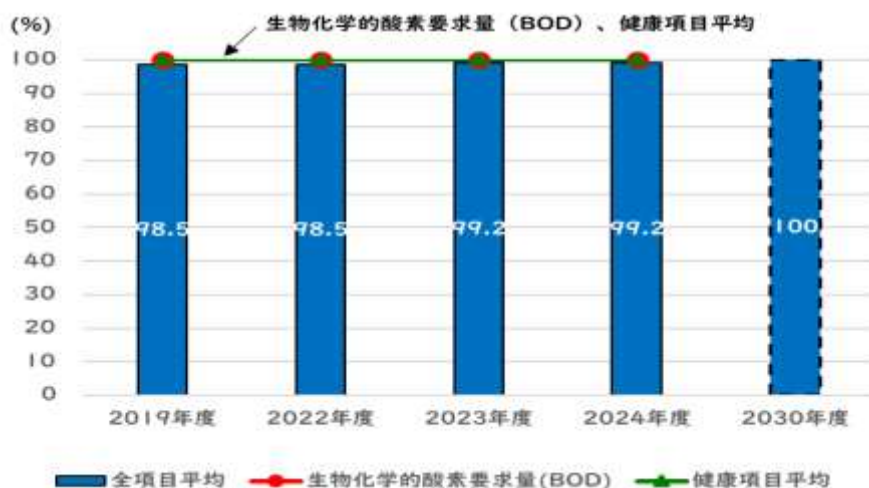


図10 水質（河川）環境基準達成状況

(参考) 水質汚濁に係る調査項目 (37項目)

・生活環境保全に関する項目 (11項目)

BOD、COD（化学的酸素要求量）、DO（溶存酸素量）、SS（浮遊物質量）、全窒素、全リン、pH（水素イオン濃度指数）、大腸菌数など

・人の健康の保護に関する項目 (26項目)

カドミウム、全シアン、鉛、ヒ素、総水銀、PCB、ベンゼンなど

・騒音（道路騒音）環境基準達成状況

近年、生活環境の質の向上への要求が高まり、生活様式の多様化等により騒音問題も複雑化する傾向がみられます。

騒音とは、多くの人から好ましくないと意識される音で、事業活動やその他人の活動に伴って、健康や生活環境に係る被害を生じるものをいいます。これらの発生源には、①工場・事業場、②建設作業、③道路、④鉄軌道、⑤航空機、⑥その他（生活騒音など）に分類され、「騒音規制法」や「大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府生環条例」という。）」、「市生環条例」に基づき、それぞれに応じた対策を進めています。

本市では、道路に面する地域における騒音について、市内の主要幹線道路沿道6定点の調査を実施しています。2024（令和6）年度の騒音（道路騒音）環境基準達成状況は96.1%となっています。

当初 (2019年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標 (2030年度)
95.7%	95.4%	95.4%	96.1%	100%

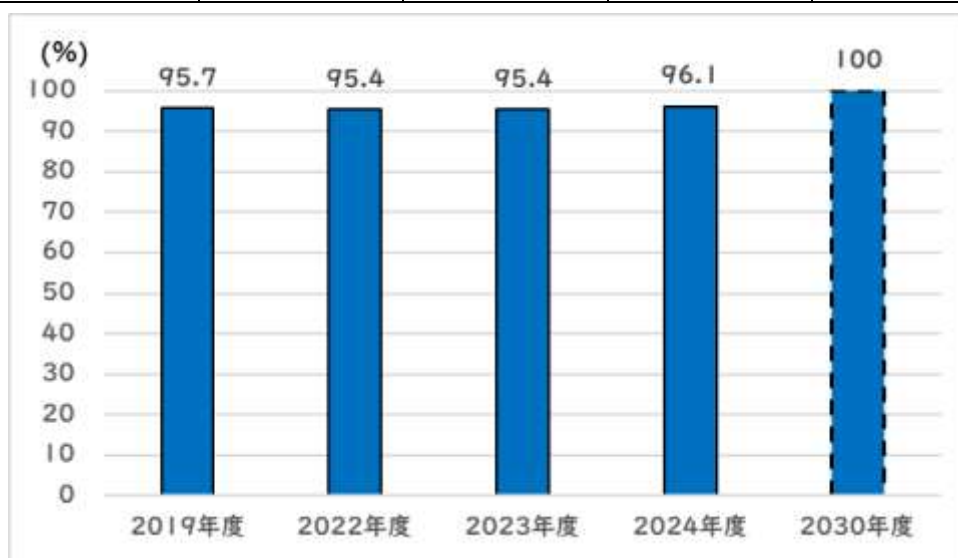


図 11 騒音（道路騒音）環境基準達成状況

・有害物質（ダイオキシン類）環境基準達成状況

かつて1990年代後半にごみ焼却施設などで問題となったダイオキシン類については、2000（平成12）年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行され、法律による規制が進んだ結果、現在では環境中の濃度は大きく減少しています。

本市では、1997（平成9）年度よりダイオキシン類の監視を継続的に行っています。2024（令和6）年度は大気、水質（河川水）、河川の底質、土壌、地下水について、以下の地点で測定を行い、すべての項目で環境基準を満たしていました。

大気：環境衛生検査センター屋上、六万寺局屋上

水質（河川水）・底質：第二寝屋川（新金吾郎橋）、恩智川（三池橋）

土壌：市内公園2か所

地下水：市内井戸2か所

当初 (2019年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標 (2030年度)
100%	90%	90%	100%	100%

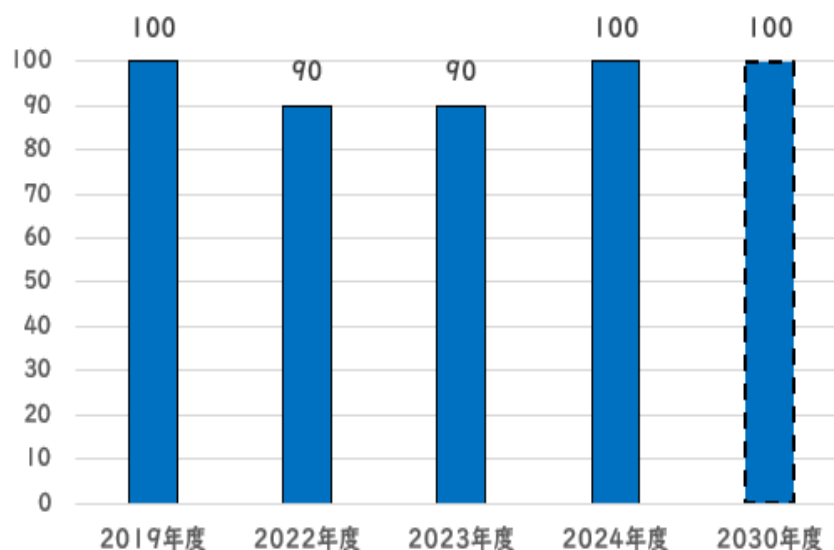


図12 有害物質（ダイオキシン類）環境基準達成状況

2 主な取組（令和6年度）

基本方針 1 公害関係法・条例に基づく規制・監視と良好な生活環境の確保

工場や事業場に対して公害関係法・条例に基づく規制基準の遵守や届出を指導するとともに、これらを発生源とする大気汚染、悪臭、騒音、振動等の公害苦情に対して適切に対応します。

また、市民の身近な生活環境の状況を把握するため、大気や河川等の環境モニタリングを実施します。これらの取り組みにより、市民の良好な生活環境の確保に努めます。

（主な取組）

○公害関係法令に基づく届出・許可申請の審査・指導

- ・公害の未然防止を図るため、各種公害関係法令に基づく届出や、「市生環条例」が定める工場や事業場を新たに設置する、または機械設備・建屋等を変更する場合の許可申請にあたり、適切に審査を行い、61件の設置、42件の変更を許可しました。

○有害大気汚染物質のモニタリング

- ・「大気汚染防止法（以下「大防法」という。）」に基づき、有害大気汚染物質のモニタリング調査として、毎月1回2か所（環境衛生検査センター、西保健センター）で水銀、アルデヒド類など19種類の物質の測定を実施しました。

○公害苦情への対応

- ・市民から申し立てられた、工場や事業場、建設工事等から発生する大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音、振動等の公害苦情について、200件を受け付けし、現場調査や立入指導等を適切に行い、85%を解決しました。



モニタリングのサンプラー

基本方針 2 有害化学物質に対する安心の確保

ダイオキシン類の環境監視・発生源対策や解体等工事からのアスベスト飛散防止を徹底します。また、本市内の工場や事業場で使用される人の健康や生態系に有害なおそれのある多種多様な化学物質について、PRTR制度（※）に基づき、事業者に対して適正な管理を促進し、環境中への化学物質の排出量の削減に取り組めます。これらの取り組みにより、有害化学物質に対する安心の確保に努めます。

（※）PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境（大気、水、土壌）へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国が排出量・移動量を集計・公表する制度です。

（主な取組）

○PRTR法に基づく届出指導業務

- ・環境リスクを減らす取組を進めるために、市内事業所ごとの法・府条例に基づく排出量などの届出を213件受理しました。また、府条例に基づき、化学物質管理目標及び達成状況の届出の受理、相談に対する指導や相談への助言等を行いました。

○解体等工事からのアスベスト飛散の未然防止

- ・「大防法」及び「府生環条例」に基づき、石綿を含む解体等工事について、作業基準の遵守状況等の確認のため、事前の届出指導を適切に行い、27件を受理しました（「大防法」と「府生環条例」対象の合計）。また、立入検査やパトロール等を27件実施し、アスベスト飛散の未然防止に努めました。

評価・まとめ

指標である大気、水質、騒音、有害物質の環境基準達成状況については、一部目標達成はできていないものの概ね良好な数値となっており、公害苦情の件数も減少傾向にあることから、身近な生活環境は大きく改善されてきている状況です。今後も引き続き、公害関係法令や本市独自の規制条例である市生環条例に基づいて、工場や事業場に対して公害の未然防止や化学物質の管理について適切に指導します。また、建物の老朽化に伴う解体等工事が増加することが予想されることから、建築物からの石綿の飛散防止についてもより一層徹底し、市民の良好な生活環境の確保に努めます。

環境目標4 身近な自然をまもり活かすまち

生駒山の豊かな自然や市街地におけるみどりを保全するとともに、生駒山の豊かなみどりをみどりが不足する市街地へつなぎ、みどりのネットワークを形成することにより、人と自然と多様な生物が身近にふれあいながら共生する「身近な自然をまもり活かすまち」を目指します。

基本方針1 生駒山の自然の保全と活用

基本方針2 水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入

1 環境の状況

森林をはじめとするみどりは、生物の生育・生息・繁殖地としての生態系の基盤であり、多様な生物が共生する環境を支え、二酸化炭素の吸収や大気の浄化、熱環境の改善など環境を保全する機能があります。

本市の都市部においては、多様なみどりがあることで、潤いと風格のあるまちの景観が醸成され、私たちの心に安らぎや活力を与える役割を担っています。また、公園や水辺があることで身近な健康づくりや憩いの場となり、地域活動を通じた交流の場となっています。さらには火災時の延焼防止や、公園などのオープンスペースについては災害時に避難地となるなど、災害防止の機能もあります。このようにみどりには重要な機能・役割がたくさんあります。

本市のみどりは、生駒山の豊かなみどりと、古くから農耕地として発達し、現在は公園、農地、社寺林などとなっている市街地のみどりから成り立っています。生駒山の豊かなみどりに対し、市街地ではみどりが不足していることから、生駒山のみどりを市街地へつなぎ、ネットワークを形成する必要があります。ネットワークの形成にあたっては、市街地のみどりが減少傾向にあるため、特に市街地におけるみどりを守り、増やし、その活用を図る必要があります。

本市においては、緑化の推進及び緑地の保全に関して、「東大阪市みどりの基本計画」を策定しています。「東大阪市みどりの基本計画」では、「水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します」を基本方針として、「みどりをまもる（保全）」、「みどりをふやす（整備）」、「みどりをいかす（活用）」の3つの施策方針を立て、計画を推進しています。

【関連計画】

- ・東大阪市都市計画マスタープラン
- ・東大阪市みどりの基本計画
- ・東大阪市森林整備計画

【指標】

指標	当初（2019年度）	目標（2030年度）
市街化区域における緑地率	10.5%	10.5%以上

【指標の状況】

- ・市街化区域における緑地率

当初 (2019年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標 (2030年度)
10.5%	10.5% (2019年度実績)	10.5% (2019年度実績)	10.5% (2019年度実績)	10.5%以上

2 主な取組（令和6年度）

基本方針1 生駒山の自然の保全と活用

生駒山の森林が有する多様な機能の維持を図ることにより、生駒山の保全に努めるとともに、レクリエーション拠点として活用を図ります。

（主な取組）

○森林保全啓発事業

- ・森林保全に関する啓発のため、緑化推進イベント「みどりふれあいの集い」にて、森林資源を活用したクラフト教室を実施し、243人が参加しました。



○山地美化キャンペーン

- ・ハイキングコースの清掃を目的に生駒山登山を実施し、110人が参加しました。

基本方針2 水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入

市民生活にうるおいとやすらぎを提供する環境を確保するため、生駒山の豊かな自然環境と山麓の歴史・文化環境、また市街地の公園・緑地、駅前広場（※）の緑地などを、道路沿線や鉄道沿線の緑化促進や河川堤防の緑道化等によるみどりの軸で連携し、水とみどりと歴史のネットワークを形成します。ネットワークを形成することにより、市街地に日常的に身近なみどりとふれあえる良好な都市環境の形成を目指します。

ネットワーク形成にあたり、特に市街地におけるみどりを保全し、増やすとともに、みどりの活用を図ります。

（※）令和5年度より「駅前交通広場」に統一されました。

（主な取組）

○緑化推進事業

- ・緑化ボランティア入門講座修了生を中心に駅前交通広場や庁舎周辺等の公共施設等の緑化を5カ所で実施しました。



○民有地の緑化助成

- ・個人住宅の敷地で道路に面した3メートル以上の生垣 ボランティアキャラバンの様子
や高木を含む植樹に対する助成や、住宅団地区域内にある共有地に行う植樹
に対する助成、事業所の敷地に行う植樹に対する助成を5件実施しました。

○緑化指導業務

- ・大阪府自然環境保全条例及び東大阪市みどりの保全と緑化の推進に関する条例による指導、近郊緑地保全区域内行為や金剛生駒紀泉国定公園に関することなどの届出に対して適切に対応しました。

(参考)届出件数：(府)78件、(市)68件

○農業啓発推進事業

- ・東大阪市農業振興啓発協議会に補助金を交付し、協議会と連携を図り、エコ農産物を中心とした農業振興を推進し、大阪エコ農産物認証制度の申請をのべ186名受け付けました。

○ファーム花いっぱい咲かそう運動事業

- ・農閑期の農地に緑肥作物となる花を栽培することで、農地の保全や地域の美しい農景観づくりに寄与するとともに、市民に潤いの場を提供することを目的として、32件に補助しました。



加納地区のレンゲ

○公園整備事業

- ・本市のみどりの核となり、誰もが安全で安心して利用出来る都市公園の整備のため、公園整備・改修工事を28公園で実施しました。

○公園緑化推進事業

- ・公園の緑化推進を図るために、公園愛護会、自治会と協議しつつ、各公園の状況に応じて、高木及び花木の植栽を行い、98本を植栽しました。

(参考)公園開設面積：141.24ha、都市公園数：263公園(令和6年度末時点)

評価・まとめ

生駒山の自然保全については森林資源を活用したクラフト教室や山地美化キャンペーンの実施、本市内の緑化推進については緑化ボランティアによる緑化活動や民有地への緑化助成、農地保全のための助成、公園への植栽等、多岐にわたる取組を進めています。

今後も指標である市街化区域における緑地率を今以上に増やすため、引き続き緑化や緑地保全の取組を進めていきます。

環境目標 5 快適に過ごせる魅力のあるまち

本市らしい良好な景観を形成し、快適で魅力のある都市空間を創出することにより、本市に暮らす人も訪れる人も「快適に過ごせる魅力のあるまち」を目指します。

基本方針 1 まちの美化推進と本市らしい景観の形成

基本方針 2 快適で魅力あふれる都市空間の創出

1 環境の状況

本市は、全国有数の「中小企業のまち」として発展する一方、雑然とした街並みが広がり、地域の個性が失われてきたことで、大阪の自然や歴史・文化に根ざした「東大阪らしさ」が見えにくくなり、東大阪のまちに対する市民の愛着や誇りがうすれつつあります。また、ごみの不法投棄やポイ捨て等のまちの景観を損ねる行為も依然としてなくなる状況であり、特にポイ捨てや落書き、飼い犬等のふんの放置については、その禁止等を定める「東大阪市みんなで美しく住みよいまちをつくる条例」を制定し、取組を進めています。良好な景観や住環境の形成、拠点の整備や公園などの憩いの場づくりに取り組み、快適で魅力あふれる都市空間を創出することは、持続可能な都市を形成するうえで重要です。

一方で、本市では人口減少・高齢社会に対応した都市構造を目指すため、「東大阪市立地適正化計画」、「東大阪市交通マスタープラン」を策定しています。これらの計画に基づき、まちのコンパクト化と公共交通機関のネットワーク充実を図り、市民にとってさらに利便性の高い都市構造の実現を進めています。

【関連計画】

- ・ 東大阪市景観計画
- ・ 東大阪市文化政策ビジョン
- ・ 東大阪市都市計画マスタープラン
- ・ 東大阪市立地適正化計画
- ・ 東大阪市交通マスタープラン
- ・ 東大阪市みどりの基本計画
- ・ 東大阪市住生活基本計画

【指標】

指標	当初	目標（2030年度）
地域清掃実施件数	614件 (2019年度)	700件
文化財や地域の文化的資源を活用した事業の割合	45.2% (2019年度)	50%
住宅・住環境に対し満足していると思う市民の割合	14.9% (2017年度)	20%
公共交通分担率	19.8% (2010年度)	(2034年度) 22.1%
市街化区域における緑地率 【環境目標 4 指標の再掲】	10.5% (2019年度)	10.5%以上

【指標の状況】

・地域清掃実施件数

本市では、散乱ごみや不法投棄ごみのない快適で美しいまちづくりを推進するため、市内の自治会やボランティア等の団体の方々が定期的に行っている地域清掃の支援を行っています。2021年度までは新型コロナウイルス感染症の影響により減少していましたが、2023年度には環境基本計画内で2023年度目標としていた650件を達成しました。2024年度には地域での自治会活動等が正常化したことや各地域での街の美化の関心の高まりにより2023年度から25件増加しました。

当初 (2019年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標 (2030年度)
614件	625件	684件	709件	700件

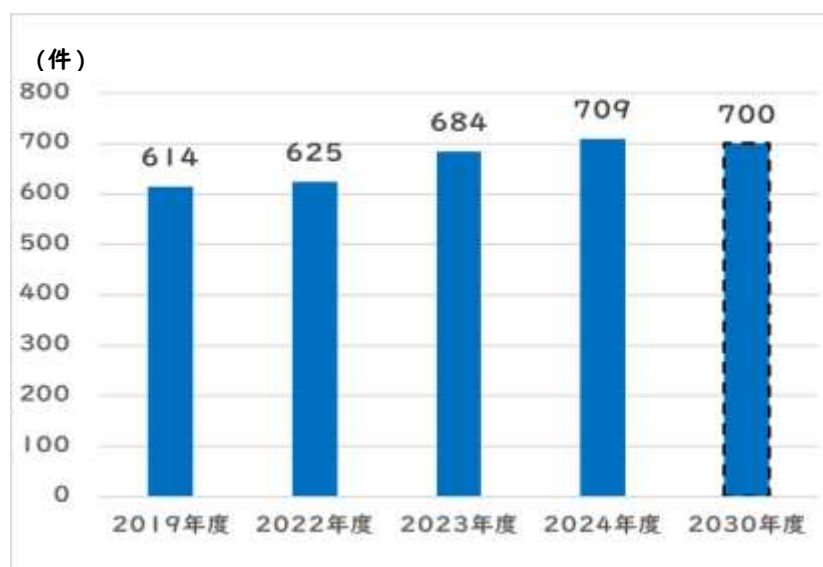


図 13 地域清掃実施件数

・文化財や地域の文化的資源を活用した事業の割合

「東大阪市第3次文化政策ビジョンに基づく施策調査」で回答のあった事業の総数が毎年増加しているのに対して、文化財や地域の文化的資源を活用した事業に該当する文化事業が減少傾向にあります。

また、2022(令和4)年度末で市立埋蔵文化財センター、市立郷土博物館、鴻池新田会所が休館となり、文化財課が直営で文化財体験プログラム等を実施していましたが、3施設が実施していた頃の事業数には及ばなかったことが文化財や地域の文化的資源を活用した事業の割合が減少した主な原因となっています。

当初 (2019年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標 (2030年度)
45.2%	40.2%	36.6%	36.0%	50%

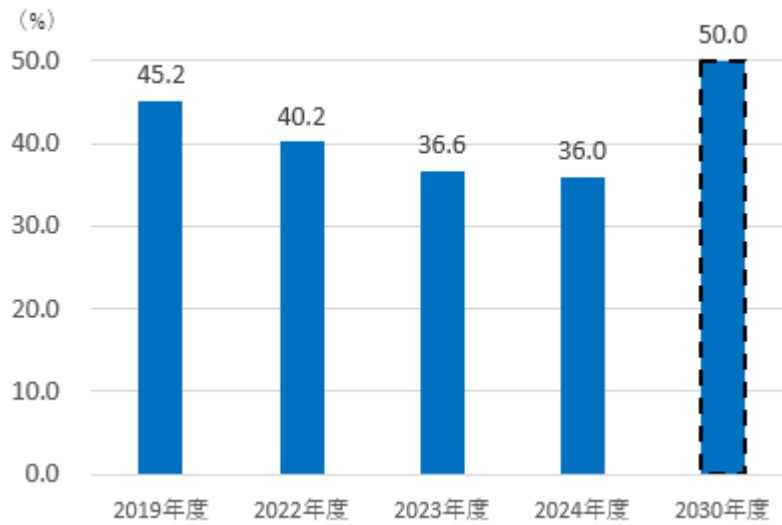


図 14 文化財や地域の文化的資源を活用した事業の割合

・住宅・住環境に対し満足していると思う市民の割合

住宅・住環境は改善されており、増加傾向にあります。また、2023（令和 5）年度調査については、「まあそう思う」と回答した方も含めて計上すると 56.9%となるので、市民の満足度は数値以上に上昇していると考えられます。

当初 (2017年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標 (2030年度)
14.9%	17.8% (2021年度実績)	25.5%	25.5% (2023年度実績)	20%

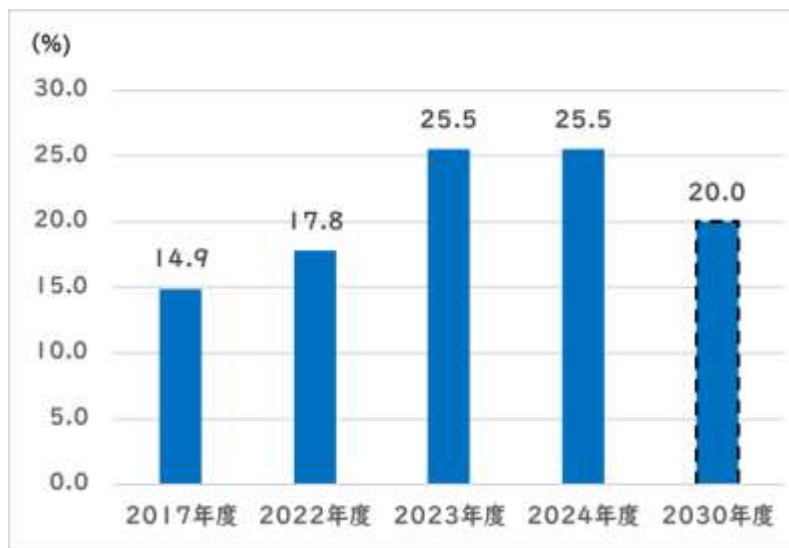


図 15 住宅・住環境に対し満足していると思う市民の割合

・公共交通分担率

当初 (2010年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標 (2034年度)
19.8%	20.0% (2021年度実績)	20.0% (2021年度実績)	20.0% (2021年度実績)	22.1%

・市街化区域における緑地率（再掲）

当初 (2019年度)	2022年度	2023年度	2024年度	目標(※) (2030年度)
10.5%	10.5% (2019年度実績)	10.5% (2019年度実績)	10.5% (2019年度実績)	10.5%以上

2 主な取組（令和6年度）

基本方針1 まちの美化推進と本市らしい景観の形成

地域における清掃活動の支援やごみのポイ捨て・不法投棄対策を進めることにより、まちの美化を推進するとともに、まちの地域の特性に応じた本市らしい良好な景観の形成と歴史的文化的遺産の保全、活用に努めます。

（主な取組）

○不法投棄対策の推進

- ・路上などの不法投棄物を収集・処理を1,032件取り扱いました。また、不法投棄防止の看板を市民に提供するとともに、夜間パトロールの実施や監視カメラなどの設置により、不法投棄の防止に努めました。

○空き地の適正管理事業

- ・空き地の適正管理や不良状態の空き地に関する苦情を86件受け付け、是正するよう管理者への指導を適切に行い、67件を解決しました。

○市内いっせいクリーンアップ大作戦

- ・市内清掃活動「市内いっせいクリーンアップ大作戦」の実施に際し、積極的に自治会、市内学校園などに働きかけた結果、約4,800人が参加しました。



実施の様子

○良好な景観形成

- ・良好な景観形成のため「東大阪市景観計画」を策定し、一定規模を超える建築物・工作物の新築等について、景観に関する規制を行っています。令和6年度は、景観法に基づく届出62件について適切に対応しました。

○文化財を活用した講座等の開催

- ・巡回博物館（四条リージョンセンター、永和図書館、花園図書館）や体験プログラム：5回、出前授業：2回、歴史ハイキング：5回開催し、また、旧河澄家（指定管理）の展示スペースを使って、年中行事に因んだ展示や地域の芸術家、団体と協力して企画展示：17回開催しました。さらに、各種体験：35回、各種講座：36回実施することで、地域交流を図り、地域の文化財や魅力を発信することができました。

○河内寺史跡公園整備事業

- ・河内寺廃寺跡33次調査実施に向けた検討と課題整理をしました。

○有形文化財保存事業

- ・指定文化財の所有者が行う修理費を3件補助し、また、指定文化財を住友財団の民間助成金（補助率1/2）で保存修理することで、文化財の保存に寄与しました。

○歴史の道道標設置事業

- ・道標設置委託により、年次的に史跡や文化財の説明版、案内道標を設置しており、2024（令和6）年度においては、市内の約210基の説明板のうち、

「八尾街道・融通道・衣摺」の文字修正、「多門寺跡」板面取替え、「芝山古墳群」の建替えを行いました。

○文化財ボランティア育成事業

- ・文化財の保存活用、普及の促進を行う文化財ボランティアの育成・指導を行い、文化財ボランティアとして31名を登録し、延べ144名がボランティア活動を実施しました。

基本方針2 快適で魅力あふれる都市空間の創出

今後予定されている大阪モノレールの南伸に伴う駅の設置とあわせ、長田・荒本駅周辺を中心拠点をはじめ、にぎわいゾーン、地域拠点内の鉄道駅周辺において、良好な景観形成を図るとともに、商業・業務機能を担う施設や子育て関連などの生活利便施設の立地を促進します。

また、市民の身近な憩いの場や、にぎわい創出の場として、民間のノウハウも活用しながら、魅力ある公園の整備を進めるとともに、農地をはじめとした市街地のみどりを保全するよう努めます。

さらに、住宅密集地の環境改善や、中古住宅などの活用と流通促進に向けた取り組みを推進し、安全で魅力ある住環境を形成します。

(主な取組)

○コンパクトシティの推進

- ・経年変化と本市の都市づくりの課題への対応として、用途地域の見直しに向けた検討を行いました。
- ・事業者が計画構想段階から積極的に高度利用型地区計画制度の活用を検討できるよう、「容積率緩和制度を活用した魅力ある拠点形成ガイドライン」を策定しました。
- ・立地適正化計画制度について、ウェブサイトや窓口で制度概要を掲載・配布することで周知を行いました。

○大阪モノレールの南伸の推進

- ・大阪モノレールの南伸に関連する街路、駅前交通広場等の事業における物件調査、用地取得、詳細設計等を実施し、用地取得率は2024（令和6）年度末で97.5%となりました。

○駅前交通広場の整備

- ・交通結節機能の充実を図るとともに、公共空間の確保と緑化の推進により、良好な市街地の形成を図るため、整備工事を230㎡実施しました。

○【再掲】公園整備事業

- ・本市のみどりの核となり、誰もが安全で安心して利用出来る都市公園の整備のため、公園整備・改修工事を28公園で実施しました。

(参考) 公園開設面積：141.24ha、都市公園数：263公園（令和6年度末時点）

評価・まとめ

まちの美化推進については、不法投棄対策のパトロールや市内いっせいクリーンアップ大作戦による啓発等を実施しています。良好な景観形成については、景観法に基づく届出対応を行っています。歴史的文化的遺産の保全、活用については、地域の文化財や魅力を発信するため、巡回博物館や体験プログラム等を実施しています。また、快適で魅力あふれる都市空間の創出については、コンパクトシティの推進や大阪モノレールの南伸等の取組を進めています。

まちの美化推進の指標である地域清掃実施件数は、2021年度までは新型コロナウイルス感染症の影響により減少していましたが、2023年度には環境基本計画内で2023年度目標としていた650件を達成しました。

その他の指標については関連する計画を推進する中で目標達成を目指します。

今後もこれまでの取組を引き続き継続し、快適な都市環境の形成、維持に努めます。

目指す環境像実現のための仕組みづくり

目指す環境像「豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～」の実現に向けては、今後人口減少、高齢化の進展が見込まれる中で、高齢者層から若年層、さらには子どもたちまで、様々な世代の環境に関わる取り組みへの参加を推進していくことが重要となります。

このことから、様々な世代が環境に関わることができる仕組みづくりを推進します。

基本方針 1	環境教育・学習の推進
基本方針 2	情報発信ツールやイベント等を活用した啓発
基本方針 3	市民や環境活動団体への側面的支援

主な取組（令和6年度）

基本方針 1 環境教育・学習の推進

① 子どもたちへの環境教育の推進

環境に対する意識の醸成には時間を要しますが、柔軟な発想の子どもたちに対し、幼少期から環境の取り組みを進めていくことで、成長してからもそれらの行動を持続されることが期待できます。

また、地球温暖化問題をはじめとする環境問題は、これからの社会を生きていく子どもたちとも密接に関わってくる問題であることから、環境問題が自分たちの将来にどのような影響があるのかについての理解を深めることによって、環境問題に対する意識を高めていくことも重要となります。

このことから、庁内関係部局や地域の方々と連携・協働し、これまで実施してきた環境出前講座等の内容充実・強化を図り、小中学校生や未就学の子どもたちに対する環境教育を推進します。

（主な取組）

○【再掲】環境教育・学習の充実

- ・【再掲】子どもから高齢者まで、環境への意識向上を目的とし、ごみ問題についての理解を深め、ごみの減量やリサイクルに自主的に取り組めるよう、環境教育出前講座を実施しました。
- ・ECOポスターコンクールを開催し、児童及び生徒から3Rの推進や地球環境保全、環境美化の推進をテーマとしたポスターを募集し、優秀作品を表彰しました。
（24校 745作品）。



令和6年度の市長賞受賞作

○【再掲】清掃工場の施設見学を通じたごみ減量に向けた啓発

- ・東大阪都市清掃施設組合の清掃工場の施設見学を通じて、ごみ減量に向けた啓発を3,109人（うち学校関係者：2,999人）に対して実施しました（DVD貸与のみ：98人）

○農業啓発推進事業

- ・東大阪市農業振興啓発協議会に補助金を交付協議会に協力を仰ぎ、園児、児童に対する農業体験事業に10件取り組み、農業振興を推進しました。

基本方針1 環境教育・学習の推進

② 幅広い世代の環境学習の推進

子どもたちだけでなく、高校生や大学生、また子育て世代から高齢者まで幅広い世代が環境について学習し、また、生涯学習的な観点でお互いが教え、学びあうことも重要です。

このことから、本市のリージョンセンター等を学習の場として活用した環境に関する講座や体験会、セミナーを開催するとともに、自然とふれあえる場や機会を提供することにより、環境問題への理解を深め、環境配慮行動への変容を促進します。

【関連計画】東大阪市生涯学習推進計画

(主な取組)

○様々な主体による様々な場での環境教育出前講座の実施

- ・民間企業や大学と連携してメニューを拡充し、小学生、高齢者団体に対して環境教育出前講座を実施しました。

○東大阪市生涯学習情報誌「まなびにトライ！」での環境教育出前講座の周知

- ・東大阪市生涯学習情報誌「まなびにトライ！」の紙媒体3,300部を発行、また、あらゆる世代に情報発信するため本誌をウェブサイトに掲載する他、LINE・X(旧Twitter)等のSNSで環境教育出前講座について周知し、合計85回実施し、5,499人が参加しました。

○シニア地域活動実践塾「悠友塾」開催事業

- ・「暮らしやすい環境を守るために私たちがすべきこと、身近に取り組む環境保全の方法についてどうすればいいのか」を考える「環境を学ぶ」コースを開催し、16名がコースを修了しました。

基本方針2 情報発信ツールやイベント等を活用した啓発

本市は行政機関として、国や大阪府が取り組む環境に関する施策についての最新情報が集まることから、その情報をウェブサイトや市政だより、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)等を活用して発信し、各主体の環境配慮行動への変容を促進します。また、本市主催に限らない様々なイベントを通じて、環境に関する情報提供や啓発を行います。

(主な取組)

○環境イベント等による啓発

- ・市民の地球温暖化防止、ごみ減量などの環境意識の向上を図るため、ECO東大阪や、地域ふれあいのつどい等の市内イベントや本市を拠点とするプロスポーツのホームゲームイベントに出展し、家庭の省エネ相談会の実施やエコバック等のエコ製品配布による啓発を実施しました。

○市政だより、SNSによる啓発

- ・市政だよりに環境に関する啓発記事を掲載し、市民の意識啓発を行いました。また、SNS等を活用した啓発を実施しました。

○【再掲】ごみの減量及び資源化に関する情報提供の充実

- ・3Rの推進を図るため、ケーブルテレビや市政だより、ウェブサイト、SNSを活用し、ごみの減量及び資源化に関する情報提供を行いました。

○緑地の保全や緑化の推進

- ・緑化意識の高揚と普及を図るため、ボランティア団体等と連携し、「みどりふれあいの集い」をマスターズ花園記念イベントと同日開催しました。

基本方針 3 市民や環境活動団体への側面的支援

環境活動を行う団体や地域の方々は、本市の地域の枠にとらわれることなく、市外においても活動の場を広げていることから、環境活動団体等が交流する場を設けることにより、活動の輪を広げる機会について提供します。

また、本市域内で環境保全活動や環境改善活動を行う団体に対しては、「東大阪市豊かな環境創造基金」を活用して、その活動地域に応じた柔軟な側面的支援を行います。

(主な取組)

○豊かな環境創造基金活用事業

- ・東大阪市豊かな環境創造基金を活用し、環境教育の振興や環境啓発、環境改善活動を行う5団体に対して補助を行いました。

○環境活動団体交流会の開催

- ・環境活動団体同士の情報交換や意識向上を図るため、環境活動団体等が交流する場として、令和6年度豊かな環境創造基金活用事業の申請団体を対象とした交流会を開催し3団体が参加しました。

評価・まとめ

民間企業とも連携した幅広い年齢層への環境教育出前講座の実施やECOポスターコンクールの開催、環境イベント等による啓発など、市民の環境に対する意識向上を図るための取組を進めています。また、東大阪市豊かな環境創造基金を活用した環境活動団体への補助や環境活動団体同士の交流会を開催する等、環境活動団体を支援しています。

今後、第3次計画が掲げる目指す環境像である「豊かな環境を創造するまち・東大阪 ～一人ひとりの行動が未来を築く～」の実現に向け、取組をさらに充実・拡充し、市民の環境に対する意識向上を図ります。